

化学物質総合管理法研究会

活動計画

1. 目的

経済産業省および環境省は、最近、化学物質審査規制法および化学物質管理促進法の改正を視野に入れた委員会等を設置し、日本の化学物質管理に係る課題等の検討を始めた。

しかし、日本の化学物質管理の最大の欠陥は、経済協力開発機構（OECD）が 1970 年代後半に理事会決議した化学物質適正管理の基本条件（総合管理原則という。）を取り入れて化学物質審査規制法を抜本的に改正することを、今日まで行わなかったことにある。

OECD が確立した基本条件は、その後の国際調和に向けた OECD の諸々の活動の基礎であるだけでなく、国連環境開発会議（UNCED、1992 年 6 月開催）のアジェンダ 21 第 19 章（有害化学物質の環境上適正な管理）の基本理念に発展し、今や化学物質管理の適正化における世界的標準となっている。

そのため、本研究会では、OECD の初期の取組みおよびアジェンダ 21 第 19 章による国際的取組みの成果を活用して、1) 日本の化学物質管理制度の国際整合性と透明性を高め、かつ、2) 事業者の主体的管理を前提としつつ、3) 化学物質の危険有害性（ハザードという。）に関する国および民間の評価能力を抜本的に強化する方策を確立するため、特に、以下に関する具体案を作成する。

- 1) 国際的な調和が最も進展しているハザード評価（初期リスク評価を含む。）およびハザードコミュニケーション制度（新規化学物質届出制度、既存化学物質安全性点検制度、GHS, HPV, SDS など）の一元的運用を基礎とする「化学物質総合管理法」体系の構築
- 2) 社会に流通するすべての化学物質に共通するハザード評価（初期リスク評価を含む。）を包括的に担当し、レギュラトリーサイエンスの中核となる評価研究機関の構築

2. 検討方法

この研究会（法制研究会という。）では、主に、「アジェンダ 21」の下での世界的な協調活動の取組みおよびその成果を最大限に活用する。

(1) 検討の視点

具体的には、日本の現状の分析および改善課題の抽出を「アジェンダ 21」の「ナショナル・プロファイルの策定に関する UNITAR/IOMC 手引き」を参照して行うこととする。

したがって、この研究会では主に、次の事項に関する日本の現状を分析して検討課題の抽出を行うこととする。

- ① 化学物質管理に係る法律および規則
- ② 省庁間協力・調整の現状
- ③ 産業界の主体的取組み

- ④ 情報管理基盤
- ⑤ 技術的基盤
- ⑥ 人材・教育

参考 「ナショナル/プロファイル」の現状分析の視点

1. 化学物質の製造、輸入、輸出及び使用に関する優先的懸念事項
2. 法律のおよび規制的基盤の分析結果
3. 進行中の政府プログラムおよび省庁間協力の分析結果
4. 産業、利害関係団体及び研究機関が行う化学物質管理及びリスク削減活動の分析結果
5. 化学物質情報管理基盤の分析結果
6. 技術的基盤の分析結果
7. 国際的政策イニシアティブ及び技術支援プログラムの実行の分析結果
8. 利用できる人的及び財政的資源の分析結果
9. ナショナルプロファイルの主要知見を実行するために推奨されるフォローアップ行動

(2) 調査の範囲

調査の範囲は、日本の現状分析に必要な範囲で、上記の事項に係る国際機関、主要国の取組みを広く調査することとする。主な調査対象として以下を想定する。

- 1) アジェンダ 21 の世界の取組み
- 2) 国際機関の取組み
 - ① OECD（経済協力開発機構）
 - ② IPCS（国際化学物質安全計画）
 - ③ ILO（国際労働機関）
 - ④ UNITAR（国連研修・研究機関）
 - ⑤ ICCA（国際化学工業協会協議会）
- 3) 主要国
 - ① アメリカの取組み
 - ② EU の取組み
 - ③ 東アジア諸国
- 4) その他

3. 参考資料

以下に、「化学物質総合管理」の考え方および星川らが作成した準備資料を掲げる。

(1) 「化学物質総合管理」の考え方

図1 化学物質総合管理の体系

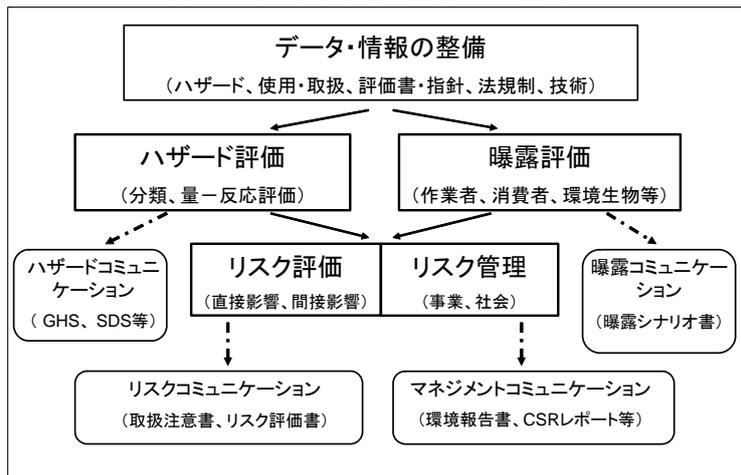


表1 化学物質総合管理の基本条件 - 「総合管理原則」 -

<p>1. 実態に則した管理(リスク原則) ハザードのみならず曝露も加味したリスクの評価を基礎とする管理</p> <p>2. 科学的方法論による評価と管理 科学的知見と論理的思考に依拠した評価と管理</p> <p>3. 国際調和の尊重 国際的に調和のとれた方法論や制度の尊重</p> <p>4. 当事者の主体的管理の重視 曝露の個別実態に則した自主管理の重視</p> <p>5. 情報の共有 リスクの評価や管理に必要なハザード情報や曝露情報の共有</p> <p>6. 知的基盤の整備 科学的知見の充実と整備</p>

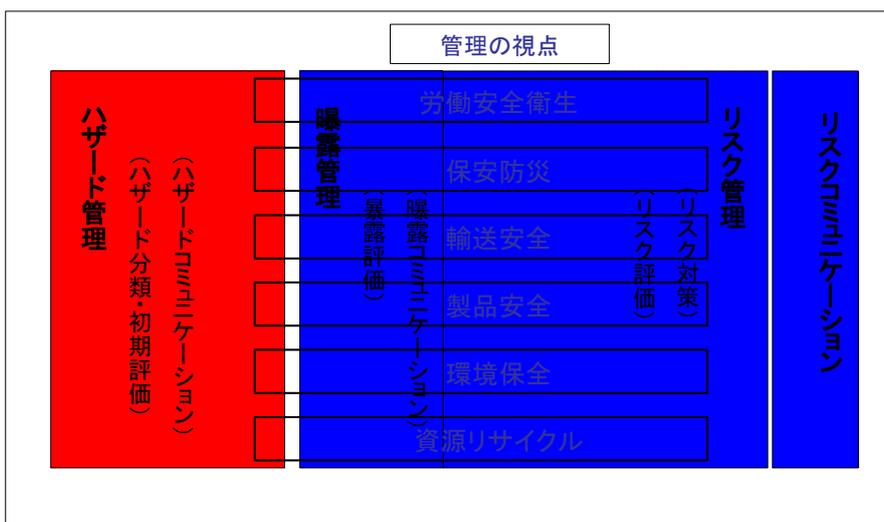
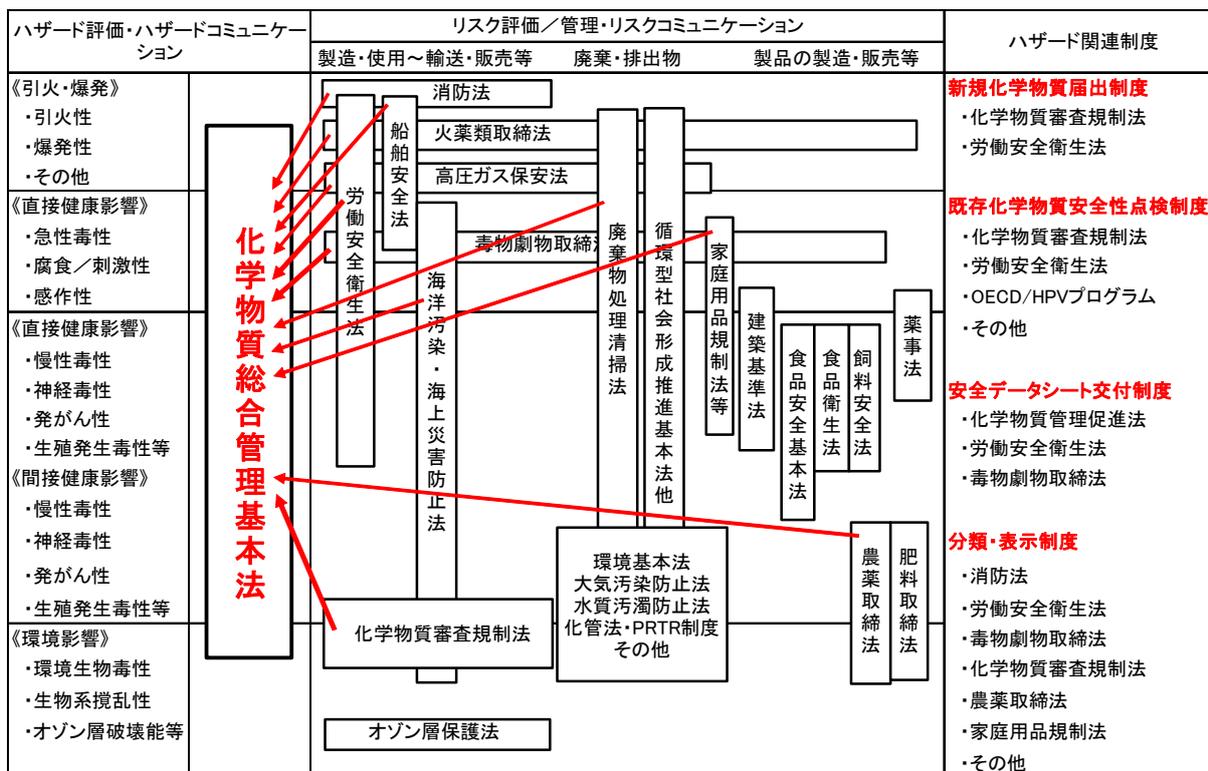


図2 「リスク原則」に基づく化学物質管理の統合

(2) 日本の化学物質関連法制の現状と「化学物質総合管理基本法」体系のイメージ



(3) 星川らが作成した準備資料

- ・ 星川欣孝、増田優 “EU の新化学物質政策にみる化学物質総合管理の進展 - 行政および産業界の行動評価指標の開発を目指して - ” 化学生物総合管理 1(2): 228-244, 2005
 - * 化学物質総合管理に基づく管理適正化の EU の取組みという視点から、REACH 規則案に係る行政および産業界の取組みを考察
- ・ 星川欣孝、増田優 “化学物質管理能力の抜本的強化構想 - 化学物質総合管理体系への枠組みの変革 - ” 化学生物総合管理 1(2): 271-279, 2005
 - * 日本の化学物質管理能力強化にはハザード評価およびハザードコミュニケーション関連制度の一元化が効果的であることを主張
- ・ 星川欣孝、増田優 “化学物質総合管理による能力強化策に関する研究 (その 1) 「ナショナル・プロファイル」に基づく能力強化の緊急性” 化学生物総合管理 (投稿中)
 - * この研究シリーズは法制研究会のための予備調査で、(その 1) では政府策定「ナショナル・プロファイル」を批判的に考察し、日本全体の現状分析と改善行動計画の策定が緊急の課題であることを主張
- ・ 星川欣孝、増田優 “化学物質総合管理による能力強化策に関する研究 (その 2) 化学物質の初期評価および関連情報の一元的管理の重要性” 化学生物総合管理 (投稿中)
 - * (その 2) では、Japan チャレンジプログラムを批判的に考察し、SIDS レベルのハザードデータを公開することだけでなく、OECD/HPV プログラム (ICCA の HPV イニシアティブを含む。) における初期評価を行うことが重要であることを主張
- ・ 星川欣孝、増田優 “化学物質総合管理による能力強化策に関する研究 (その 3) ハザード分類と表示の世界調和は管理適正化の要” 化学生物総合管理 (投稿準備中)
 - * (その 3) では、ハザード分類・表示の世界調和システム (GHS) への日本の対応を批判的に考察し、関連法規全体にわたる現行のシステムを GHS システムに照らして世界調和化することが本来の取り組むべき課題であることを主張
- ・ 他に、2006 年度前期「お茶大化学・生物総合管理の再教育講座」の教材として「化学物質総合管理への世界の挑戦と日本の課題」と題する 3 回シリーズ PP 資料を作成

以上